

## とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

### 第1条

一般財団法人とちぎメディカルセンターが開設するとちぎメディカルセンター訪問看護ステーションが行う指定訪問看護（介護予防訪問看護）の事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。ステーションの看護職員は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（介護予防訪問看護）の必要を認めた利用者に対し、適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

- 1 ステーションの看護職員は、在宅療養者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、療養上の世話、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 介護予防訪問看護の提供にあつては、ステーションの看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を図る。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 一般財団法人とちぎメディカルセンター  
代表理事理事長 森田 辰男  
とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション
- 2 所在地 栃木県栃木市境町 27-21 とちぎメディカルセンター診療所 3階

(従業者の職種・員数・及び職務内容)

### 第4条

ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### 1 管理者 1名

事務所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### 2 看護師等

- ・看護職員 5名以上
- ・理学療法士、言語聴覚士 2名以上

指定訪問看護等の提供にあたる。

なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたる。

また、理学療法士、言語聴覚士が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、言語聴覚士が連携して作成する。

准看護師は看護師の指示のもと指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたる。

- ・事務職員 1名以上

事務員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

#### 第5条

ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- 2 休 日 土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日 ・創立記念日
- 3 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとる。また、必要に応じて24時間訪問看護が可能な対応体制をとる。

(訪問看護の内容)

#### 第6条

指定訪問看護(介護予防訪問看護)内容は次のとおりとする。

- 1 療養上の世話：病状の観察、食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助・清潔の管理・援助(清拭など)、体位交換、本人・家族への療養指導
- 2 診療の援助：病状の観察、褥瘡の処置、カテーテル管理など、点滴注射などの医療処置
- 3 ターミナルケア
- 4 認知症患者の看護
- 5 リハビリテーション
- 6 家族支援に関すること：家族への療養上の指導、相談、健康管理、精神的心理的支援、レスパイト支援
- 7 訪問時の記録、及び関係機関との連携

(利用料)

#### 第7条

- 1 指定訪問看護(介護予防訪問看護)を提供した利用料の額は、介護報酬・診療報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護(介護予防訪問看護)が法定代理受理サービスであるときは、該当する負担割合の額とする。
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護(介護予防訪問看護)に要した交通費、および医療保険での訪問看護については、次の額を徴収する。  
※ ステーションからの片道1km=50円
- 3 医療保険での訪問看護で休日に実施する場合、休日加算1,800円とする。ただし、機能強化型加算算定時は徴収しない。
- 4 前三項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(受給資格等の確認)

#### 第8条

サービス開始時及び毎月、利用者の被保険者証等の確認を行うものとする。なお、医療保険適応の場合は、健康保険法に規定する電子資格確認を行う体制を整備し、オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報等を活用したうえでサービスを行うものとする。

(通常の実施地域)

#### 第9条

通常の実施地域は、栃木市

(緊急時における対応方法)

## 第10条

- 1 看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情対応)

## 第11条

- 1 看護職員は、利用者及び利用者家族から苦情申し立てが生じた場合、速やかに管理者へ報告する。
- 2 管理者は利用者及び利用者家族からの苦情内容を記録し、問題に対し適切に対処する。対処結果を、利用者及び利用者家族へ報告し、結果内容に同意が得られるまで対応する。
- 3 1) 当事業所における苦情受付  
担当：管理者 秋山 初江  
電話：0282-22-5810  
相談時間：9時～17時（平日のみ）  
2) その他  
当事業所以外に県や市の相談・苦情窓口等  
・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課  
宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階  
電話 028-643-2220  
・栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課  
栃木市万町9-25  
電話 0282-21-2251

(事故発生時の対応)

## 第12条

- 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

## 第13条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

## 第14条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱い

いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(自費サービスの提供について)

#### 第 15 条

- 1 介護保険、医療保険に該当しないサービス（死亡後の死亡処置を含む）については、自費サービスについて説明し同意を得て契約を交わし提供する。

※自費サービス重要事項説明書・同意書、自費サービス契約書あり。

- 2 自費サービス利用料

- 1) 提供時間 8時30分～17時00分
- 2) 60分未満 10,000円  
90分未満 13,000円  
90分以上30分超加毎 5,000円  
休日加算 1,800円  
交通費 1km毎 50円

(その他、運営についての留意点)

#### 第 16 条

- 1 看護職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 秘密保持：看護職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は一般財団法人とちぎメディカルセンターと訪問看護ステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業者は利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

#### 附 則

この規程は、平成30年6月18日より実施する。

この規程は、2022年4月1日より実施する。

この規程は、2022年6月24日より実施する。

この規定は、2025年8月1日より実施する。